

安 全 報 告 書

～ 令和 2 年度の結果と令和 3 年度の計画 ～

運輸安全マネジメントに関する取組状況について



令和 3 年 7 月 9 日
京都市交通局 自動車部

目 次

1	安全報告書の公表にあたって.....	2
2	輸送の安全に関する基本的な方針.....	3
3	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統.....	4
4	輸送の安全に関する目標及びその達成状況.....	5
5	輸送の安全のために講じた措置.....	7
6	輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容.....	18
7	輸送の安全に関する計画.....	20
8	輸送の安全のために講じようとする措置.....	22
9	輸送の安全のための予算.....	30
10	事故, 災害等に関する報告連絡体制.....	31
11	安全管理規程.....	33

1 安全報告書の公表にあたって

日頃は、京都市バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般、自動車運送事業における運輸安全マネジメントに基づき、市バスの安全運行に関する令和2年度の結果と、令和3年度の計画を取りまとめましたので、公表いたします。

市バス事業については、「一丁目一番地」である輸送の安全に向け、一切妥協することなく、全力で実施してまいりました。その結果、令和2年度は、目標に掲げた「重大事故の発生0件」、及び「10万km当たりの有責事故件数を過去最小にする」のいずれも達成することができました。また、令和3年3月の京都市包括外部監査の結果報告書においても、有責事故件数の減少の余地はあるものの、本市交通局の安全輸送の取組は成果をあげていると評価を頂いたところであります。引き続き、市バスをご利用いただくすべてのお客様の「安全・安心・快適」なサービスを低下させることがないよう、今後とも安全マネジメントを確実に実施し、全職員が一丸となって輸送の安全確保に向けた取組や輸送の安全性の更なる向上に取り組む所存でございます。

交通局では、現下の厳しい経営状況を踏まえ、平成31年3月に策定した「京都市交通局市バス・地下鉄経営ビジョン」の財政面の計画を見直し、中長期の経営計画を今年度中に取りまとめる予定です。コロナ禍で先行きが見通せない極めて厳しい状況の中でも未来を展望し、市民の皆様の暮らしとまちの活力を支える市バスが、将来にわたって「市民の足」としての役割をしっかりと果たせるよう努力してまいります。

令和 3年 7月 9日
京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治



2 輸送の安全に関する基本的な方針

京都市公営企業管理者交通局長は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、自動車運送事業において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する意見等に真摯に耳を傾けるなど自動車運送事業の状況を十分に踏まえつつ、企画総務部及び自動車部に所属する職員(以下「職員」という。)に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

交通局は、

- 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- 自然災害の発生時には、お客様、市民、職員の安全確保を最優先とし、関係各所と連携して被害軽減を図り、事業継続に努める。
- 管理の受委託に係る安全対策として、交通局・受託事業者の双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力・連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

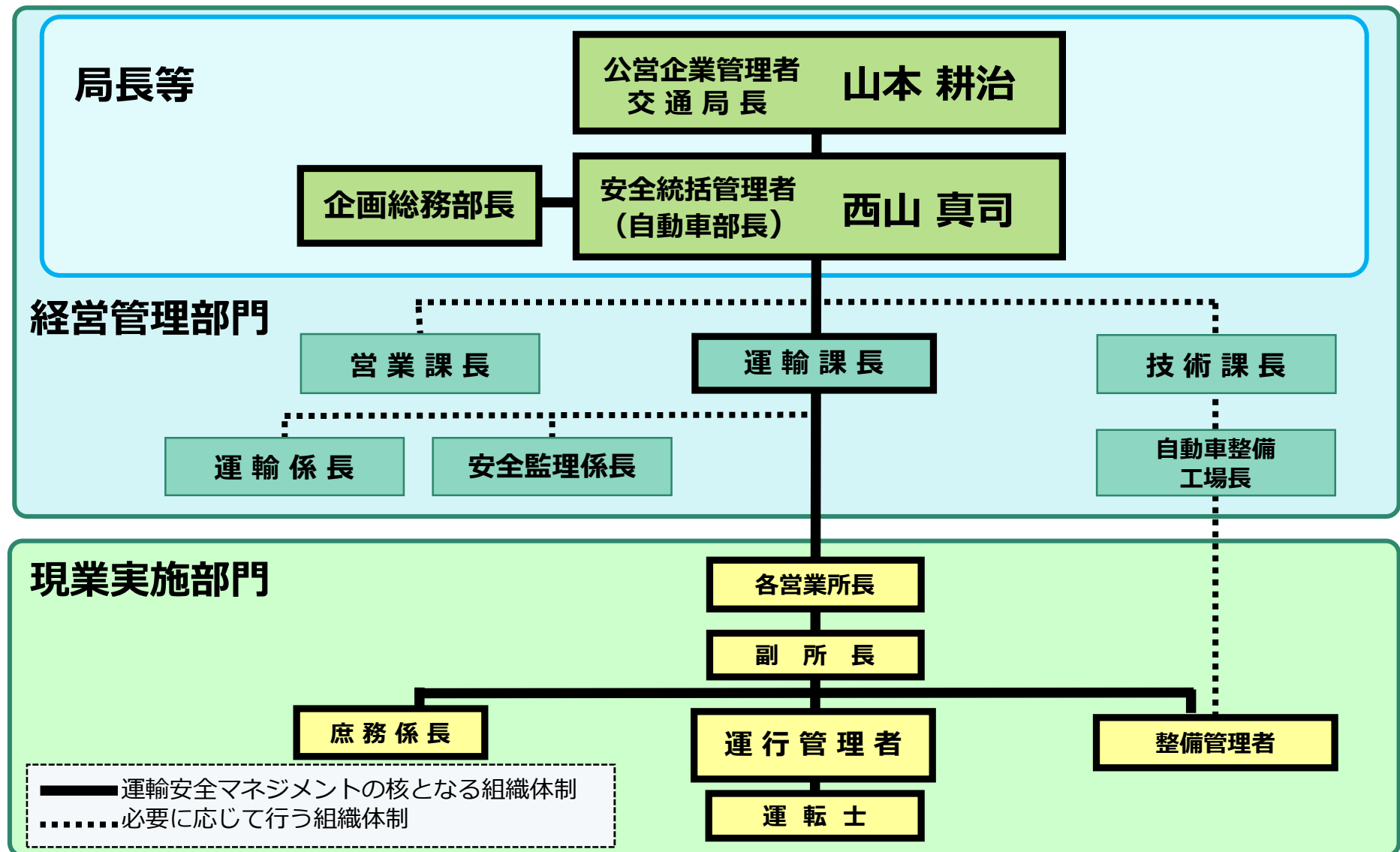
6つの安全重点施策

- ① 輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底
- ② 輸送の安全に関する内部監査の実施
- ③ 輸送の安全に関する情報の共有と活用
- ④ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施
- ⑤ 事故防止のための啓発活動の推進
- ⑥ 輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備

3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

◆自動車運送事業安全マネジメントに係る組織体制

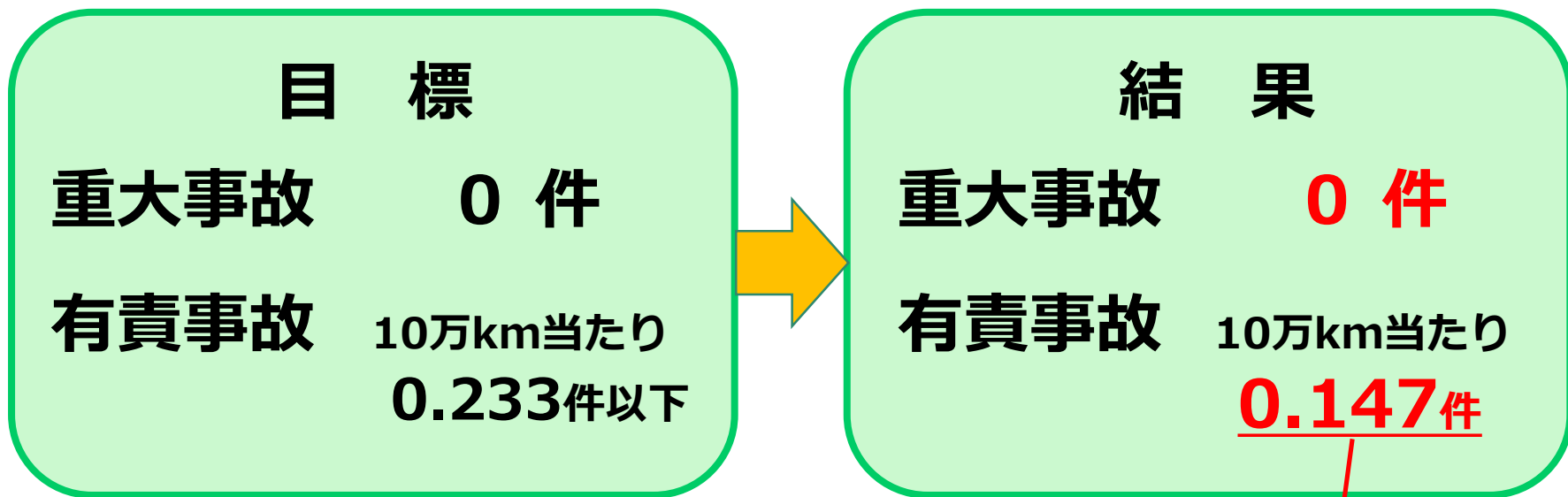
※ 道路運送法に基づき「安全統括管理者」を選任しています



4 輸送の安全に関する目標及び達成状況

◆令和2年度の実施結果

令和2年度は、一昨年度に続き重大事故0件、有責事故につきましては、目標を大きく前進する結果となりました。これは新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な御利用の減少があったこと、また、市内の交通量の減少によって、スムーズに無理なく走行できたことも大きな要因ではありますが、とりわけ運転士の事故防止に対する意識の向上や、基本動作の徹底等、安全運転に取り組んだことが、安全目標の達成につながったものと思料しています。



有責事故件数については10万km当たり0.147件となり、令和2年度の目標としていた10万km当たり0.233件を大幅に下回り、運輸安全マネジメントを本格的に導入した平成19年度以降、過去最小値を更に更新することができました。

◆有責事故の内訳（令和２年度）

区 分	人 身	物 損	合 計
歩行者接触	1 件	0 件	1 件
車内事故	1 3 件	0 件	1 3 件
自動車接触等	9 件	2 4 件	3 3 件
合 計	2 3 件	2 4 件	4 7 件

※上記のほか、車両故障による運行中止が80件ありました。（令和元年度より16件減少）

5 輸送の安全のために講じた措置

◆令和2年度の運輸安全マネジメントに伴う取組結果表

すべてのお客様に信頼される安全の追及に向け、6つの安全重点施策及びその細目である22の実施計画に取り組みました。

また、これらの取組に加え、全国的に注目された横断歩道や交差点に近接する安全性確保が必要な停留所、いわゆる「危険なバス停」に対する対策に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止対策についても、ガイドライン等に従い取り組みました。

安全重点施策	区分	実施計画		実施状況※
①輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底		1	法令遵守と基本動作の徹底	○
		2	安全スローガン、事故防止通年目標及び各営業所ごとの年度目標設定・周知	○
		3	厳正な点呼の実施	○
		4	ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進	○
		5	走行危険箇所の確認と見直し	○
		6	運転士全員に対する個人面談及びアンケートの実施	○
		7	添乗調査及び主要バス停、踏切道等における運転操作の立地調査	○
②輸送の安全に関する内部監査の実施	充実	8	内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施	○
		9	「輸送の安全の確保」に必要なマニュアルの点検と見直しの実施	○
	充実	10	自然災害の発生に備えた対応	○

安全重点施策	区分	実施計画		実施状況※
③輸送の安全に関する情報の共有と活用		11	事故防止対策検討ワーキングの開催	○
		12	事故の分析と活用及びヒヤリハット収集強化	○
		13	安全統括管理者会議等，各種会議体の開催	○
④輸送の安全に関する教育及び研修の実施	充実	14	運転士に対する研修の実施	○
		15	運行管理者に対する研修等の実施	○
		16	安全意識向上ミーティングの開催	○
		17	高齢者の方や障害のある方への介助・接遇の向上に向けた研修の充実	○
		18	車両整備に関する監査，指導の実施	○
⑤事故防止のための啓発活動の推進		19	関係機関と連携した啓発活動の実施	○
		20	事故防止に向けた対策と啓発の実施	○
⑥輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備		21	整備担当者会議の開催	○
		22	自主点検整備の実施	○

※（実施状況について） ○：実施済 △：一部未実施 ×：未実施

◆ 主な取組内容

■ 内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施【充実】

【「令和2年度の運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」8】

市バス経営管理部門及び現業実施部門に対して、安全統括管理者が指名する内部監査リーダー及び内部監査員による内部監査（年1回）を行うとともに、安全統括管理者が特に必要と判断した場合においては、緊急に内部監査を実施することとしています。

より充実した内部監査体制とするため、自動車部内の内部監査員を5名から8名に増員し、定例の内部監査に加え、重大事故や法令違反等の社会的影響の大きい事案を発生させた営業所に対して速やかに監査できる体制の構築を図りました。

令和2年度は、市バスを運転しながら業務用携帯電話を使用する事案を発生させた烏丸営業所に対し、8月7日に内部監査員3名による緊急内部監査を行い、安全管理体制をチェックするとともに、厳正な点呼を行うよう要求しました。また、9月3日に現業実施部門として九条営業所（本所）と梅津営業所（JR）、9月4日に経営管理部門で定例内部監査を実施し、運輸安全マネジメント体制が維持・実行され、更なる安全確保に取り組んでいることを確認しました。



内部監査（経営管理部門）



梅津（JR）営業所 内部監査（現業実施部門）

緊急内部監査 結果 直営 烏丸営業所 令和2年8月7日実施

営業所長・副所長・運行管理者へのインタビューにより、事案発生後は連携して再発防止に取り組まれていること、また、厳正な点呼の実施に向けても、早朝から点呼立会いするなど、確実に実施できるように意識されていることを確認しました。

点呼については、マニュアルに沿った内容を運転士、事務所双方理解した上で、厳正に行うことを要求いたします。

引継簿は今回の件を記載していないことから、縦断的・横断的に伝達するため、所長からの指示や役付職員会議の内容などの記載方法を工夫し、更なる活用を図られることを期待します。

■ 自然災害の発生に備えた対応【充実】

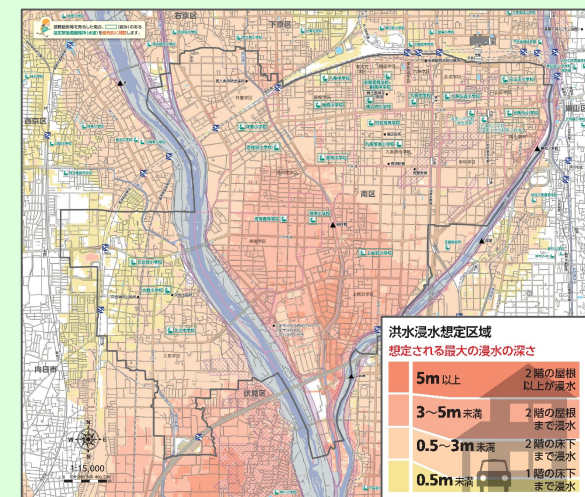
【「令和2年度の運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」10】

近年、自然災害が頻発化・激甚化する中で、洪水等によりバス車両が水没し早期に運行再開が出来なかった事例が発生しています。

公共交通事業者は、自然災害が発生した場合であっても市民の足を確保するため、速やかに復旧・再開することが期待されていることから、特に水害発生時にバス車両を被害から守るための車両退避方法を策定し、有事に備えることとしました。

3月には、今回策定したバス車両の退避ルートや応援要員の確保に要する時間等の検証を訓練形式で行いました。

今回実施した訓練の状況を踏まえ、より実態に即した計画となるよう見直しを図ります。



京都市水害ハザードマップ

■ 運転士に対する研修の実施【充実】

【「令和2年度の運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」14】

「運転者への指導及び監督マニュアル」(国土交通省)に基づく 定期教育の実施

国が定める「運転者への指導及び監督の実施マニュアル」に従い、毎月テーマを副所長会で設定し、全運転士に対して個別に指導・通達することで、事故等の防止につなげることをしています。

全部で11項目ある指導及び監督内容を、毎月1項目ずつポスター及びチラシを作成し、輸送の安全を確保するために必要な運転に関する知識を習得させるよう、ポスターを掲示するとともに、点呼終了時等に、運転士1人ひとりにチラシを手渡し、個別指導を行いました。

運輸安全マネジメント 7月の安全テーマ

III. バスの構造上の特性

運輸安全マネジメント 8月の安全テーマ

IV. 乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項

チェックポイント

- お客様に負荷がかかる「急」な加速、減速、ハンドル操作は行わないように！
- 自分の運転操作を客観的に振り返る手段として「運転情報システム」の活用を！

知らないお客様がいることにも留意！
バス、発進という一連の動作の徹底を！

運輸安全マネジメント 9月の安全テーマ

V. 乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項

乗降時の乗客の安全確保

○ 発進や停車時には、周囲の歩行者や車両、車内の動静確認(特に高齢者)の動きに注意して下さい。
○ 停車所では、ガードレールに乗降口がからまないよう、停止位置に気を付けるとともに、高齢者等が大きくなった場合でも滑りよう、また転倒の危険を少なくするためにも、細心の注意を払い停車させましょう。

高齢者・障がい者の乗降時の安全の確保

乗客の乗降の安全を確保するために配慮する事項としては何が挙げられますか？

○ 滑らかな発進と停止
・発進時には、周囲の歩行者や車両、車内の乗客の安全を確認。発進直前にもう一度周囲を確認してから、発進します。
・停止時には、停車所などの目標にあわせ、早めの減速をとってゆとりをもってブレーキの構えをし、ブレーキは一気に踏まず、スムーズに止まるようにします。

○ 乗降時の注意
・ドア開閉時に乗客を挟み込まないよう、確実に乗降したかを確認します。
・乗車した後、着席又は手摺りにつかまったかを確認します。
・降車した後、乗客が車から離れたことを確認します。

乗客や、乗出し直後の移動行動の安全を確保するために配慮する事項としては何が挙げられますか？

○ 高齢者への配慮
・高齢者は平均に動作が鈍く、慌てると転倒する恐れがあるため、イライラせず降車時にお気を付けてなどの声掛けをしましょう。
○ 車いす使用者への配慮
・ゆくりと車内に乗車させ、車いす固定装置で固定しましょう。
○ 視覚障がい者への配慮
・行き先、乗降口やステップの形状、運賃の支払い方法などの情報を伝えましょう。
○ ニーリングの実施
・高齢者・障害者・妊婦さんが安全に乗降出来るために実施しましょう。

令和2年9月1日 自動車部運輸課

運輸安全マネジメント 7月の安全テーマ

III. バスの構造上の特性

は、①大型車両の特性や、
りと把握して、確実な確認

バス発進時の後部オーバーハング

の不保持
(折損り)
り
二輪車
コール

の短縮
の発進

が、大丈夫でしょうか？
(場所：河原町御池交差点南詰北行)
令和2年7月1日 自動車部運輸課

令和元年度の事故件数

発進時の乗客 12件 (16%)

車内事故以外 42件 (56%)

車内事故 33件 (44%)

編成数 75件

その他の乗客事故 21件 (28%)

市バスの事故の約4割が乗客事故
車内事故の中で多いのが「発進時の乗客」
に確認してから、注意喚起のアナウンス
ください。

令和2年9月1日 自動車部運輸課

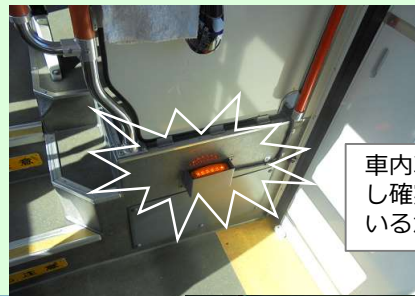
経験の浅い運転士への指導の強化

昨年度、経験年数1年未満の運転士による事故が増加しました。

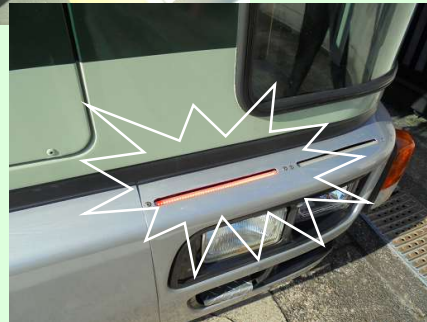
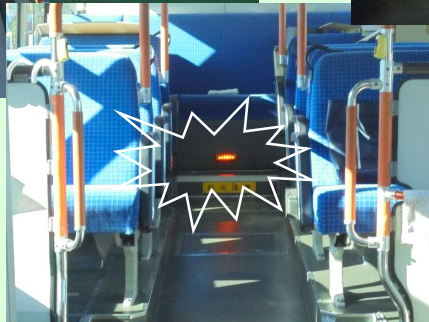
本務後3～6箇月間が経過した頃から、慣れにより油断が出始めたことが原因であると考えられるため、安全監理係の補職者による個別面談を行い、安全意識の再徹底を行いました。

(11月～1月実施 令和2年2月～4月採用の72名を対象)

加えて、入局1年未満の時期に事故の多かった平成30年3月採用(152期生)以降の運転士(268名)に対して、安全運転訓練車を用いたセーフティサポート研修を実施し、基本動作の徹底と安全確認の必要性を再確認させました。(190名が受講 70.9%)



車内車外のランプを活用し確実に安全確認をしているかを検証しました。



アイマークレコーダーによる視点計測を活用し、基本の安全確認を再徹底しました。

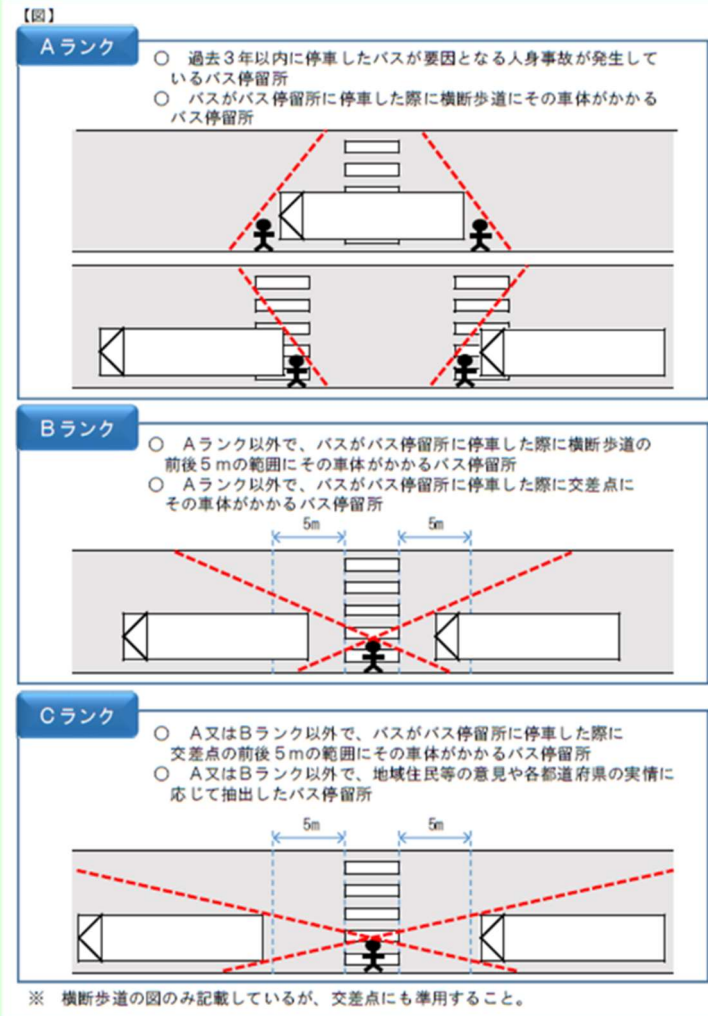
■ バス停留所の安全性確保に向けた取組

横断歩道や交差点に近接する「安全性確保対策が必要なバス停留所」について、令和3年3月に近畿運輸局ホームページにて市バスの停留所93箇所を含む京都府内の状況が公表されました。

これまでから交通局では、国による公表を待つことなく、バス停留所の安全な場所への移設に向けて、地域の自治会等にも御協力を頂きながら順次協議を進めています。

今後も引き続きこれらの箇所においては、既に実施しているお客様向け注意喚起看板の掲出等、ソフト対策の充実を図るとともに、今年度以降バス事業者も参画することとなる「京都府バス停留所安全性確保合同検討会」の枠組みもいかながら建設局や区役所、府警などと連携を図り、安全性の向上に取り組んでまいります。

※ バス停留所の一覧については、近畿運輸局ホームページを御参照ください。
(<https://www.ttb.mlit.go.jp/kinki/info/jikou/busteiryuujoyo-anzentaishaku.html>)



バス停留所のランク分け概要図
(出典 近畿運輸局ホームページ)

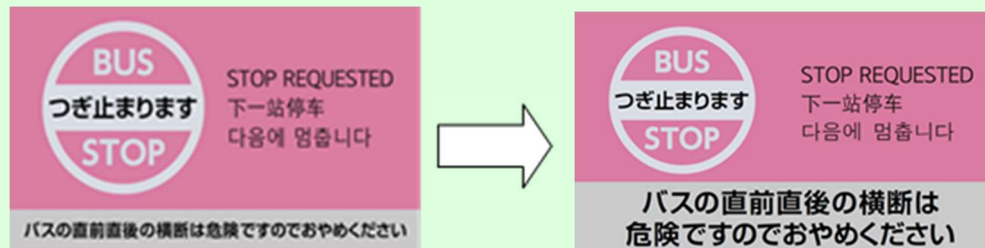
市バスのソフト対策

(1) 従前からの取組

- ①バス停留所におけるお客様向け注意喚起文書の掲出
- ②横断歩道に近接するバス停留所における運転士向け注意喚起看板の設置,
及び横断歩道にかからない停車位置での乗降取扱の徹底を継続

(2) 本年3月20日の新ダイヤから充実を図った取組

- ①市バス車内モニターでの注意喚起文言の拡大



- ②車内放送による降車されるお客様への注意喚起アナウンスの充実

『バスの直前直後の横断は危険ですとおやめください』

※公表された93箇所全てでアナウンス実施

※令和3年度には、啓発ポスター等の製作やバス停留所の改修・移設に係る費用として
900万円の予算を措置しています。



移設前



移設後

内田町（南行）バス停

■ 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、対策と周知を確実に行之、お客様に安全・安心にご利用いただけるよう努めています。

職員、特にバス運転士については、出勤前の自主的な検温はもとより、毎日の始業点呼時等に感染症予防に関する注意事項の確認や、検温をはじめ、健康状態の確認を徹底し、また、施設と車両の消毒・換気等、感染予防対策を講じるとともに、お客様にも感染拡大防止にご理解とご協力を求めるよう取り組んでいます。

車両の抗ウイルス・抗菌加工（全市バス）

つり革・手すり・ガラス・座席シート・壁面など車両全般に、抗ウイルス・抗菌効果のあるコーティング剤を噴霧加工しております（全車対応完了）。

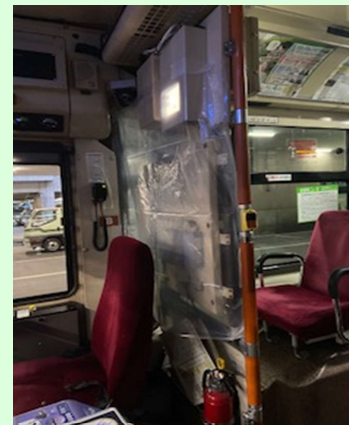
全ての車両には車内外から見えるよう、右図のステッカーを掲出しています。



車内の換気対策等

換気扇を常時稼働させるとともに、車内の窓の一部を開放しています。

左最前列客席の使用を禁止しているほか、運転席後部をビニールシートで覆うとともに、右最前列客席の混雑時以外のご利用を控えていただくよう案内文を掲出しています。



運転席後方にビニールシートで客席との飛沫感染を予防



新型コロナウイルス感染防止のため使用を制限している左側最前列座席

アルコール消毒液の設置

多くのお客様がご利用されるバスターミナル等において、案内所・定期券発売所内にアルコール消毒液を設置しています。

市バスをご利用のお客様に対するご協力依頼

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐために、市バスをご利用のお客様に、ご協力いただきたい事項を記載した「交通局ニュース」を、市バス全車内、案内所・定期券発売所で掲出しています。

交通局職員の感染防止

職員の感染予防対策及び健康状態の把握

- ・ マスク着用・手洗い・うがいの励行
- ・ 出勤前の検温及び点呼時の検温
- ・ 点呼場における防護ビニールカーテンの設置
- ・ 食堂、休憩所等にアクリルパーテーション設置

交通局ニュース

バス停は禁煙です。
皆様のご協力をお願いします。

市バス・地下鉄をご利用の皆様へ



ご利用の際には
マスクの着用を！



車内・ホームでの
会話はなるべく
控えめに！



なるべく間隔を
あけてご利用を！



こまめな手洗いの
励行を！

（お知らせ）市バスの一部運休について



新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、
以下の系統を運休しています。

- ・ 急行系統(100,101,102,105,106,111)
- ・ 京都岡崎ループ
- ・ 深夜バス(MN各系統)

当面の間
全日運休

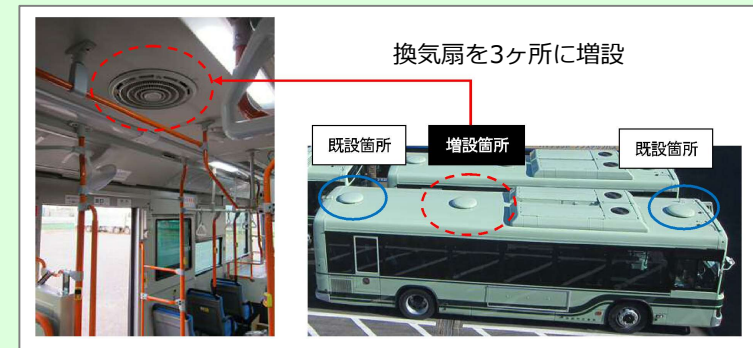


点呼場のビニールカーテン設置状況

令和2年度以降導入する市バス車両の新たな仕様について

(1) 換気扇の増設

バス車両の換気扇は通常2台ですが、車内の換気能力向上を図るため、車両中扉付近の天井に1箇所増設し、計3箇所に換気扇を設置。



(2) 座席シートへの抗ウイルス加工生地への導入

シート生地に抗ウイルス剤を染み込ませた耐久性の高い生地を採用。



(3) お客様と乗務員相互の感染予防対策の取組

お客様と乗務員相互の感染予防対策のため、最前列の座席を荷物置き場に変更。

最前列の座席を
荷物置き場に変更



6 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

安全管理体制が適切に機能しているか確認するため、管理者、安全統括管理者、企画総務部長等の経営管理部門及び現業実施部門に対して内部監査を実施しました。

■ 経営管理部門（令和2年9月4日実施）

主な監査項目及び監査結果	
監査項目	監査結果
安全方針が設定され全職員に周知されているか。また、経営トップと現場のコミュニケーションが適切に図られているか。	部長会、所長会、部課長会、全市バス安全運行推進会議の開催、各営業所における事故防止対策検討ワーキングへの安全統括管理者の参画等の取組に加え、全運転士を対象とした安全運転訓練車を用いた研修等の実施や、ヒヤリハット情報の収集を工夫するなど、安全を最優先とする経営トップの考えを全職員に周知するとともに、より効果的なものとなるように改善に取り組まれていることを確認しました。 また、自然災害発生に備えた車両の退避計画を策定するなど有事に備えた対策の充実や、大型二種免許を持たない方を対象とした採用試験を経た運転士が増えたことから、経験の浅い運転士に対する指導を強化するなど輸送の安全確保に向けた取組を充実されていました。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、例年とは違う環境の中で事故防止、健康管理に工夫して取り組まれていることを確認しました。
法令等を遵守した業務が行われているか。また、業務の記録や引継ぎが適切に行われているか。	安全管理規程の策定及び改定、運行管理者の選解任の届出、路線の新設・変更の届出等、安全運行のために必要な業務について、法令等を遵守して適切に行われていました。
輸送の安全に関する重点施策が適格性と有効性の面で遂行されているか。	安全重点施策に基づき作成された、令和元年度の運輸安全マネジメントの取組計画が着実に実行され、また、令和2年度からは令和元年度の実施結果を踏まえて充実が図られており、より効果的な取り組みとなるよう工夫されていることを確認しました。

■ 現業実施部門 監査結果 （直営 九条営業所 令和2年9月2日実施）

営業所長・副所長・運行管理者へのインタビューにより、各々が自分の立場・役割を認識して事故防止に向け連携して取り組まれていること、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、例年とは違う環境の中で、いかに緊張感を持って業務に携わってもらえるかについて、個々人への指導、健康管理などに苦心をしながらも工夫して事故防止の意識付けをされていることを確認しました。

令和2年7月に烏丸営業所において発生したバスを運転しながら業務用携帯電話を使用した事案を受け、点呼の重要性を理解し、厳正な点呼が確実に実施できるように、意識して取り組まれようとしている点について評価します。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響が続くと見込まれることから、運転士に合わせた指導にさらに取り組まれ、効果的な指導がなされること、また、台風等の自然災害に備えて、車両の退避計画に基づき取り組まれることを期待します。

■ 現業実施部門 監査結果 （委託 梅津(JR)営業所 令和2年9月2日実施)

営業所長・副所長・運行管理者へのインタビューにより、各々が自分の立場・役割を認識して事故防止に向け連携して取り組まれていること、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、例年とは違う環境の中で、いかに緊張感を持って業務に携わってもらえるかについて、個々人への指導、健康管理などに苦心をしながらも工夫して事故防止の意識付けをされていることを確認しました。

貴社内において、経営トップが各会議等において課題意識を持って輸送の安全向上に向けた取組の実効性を高めるため尽力され、また、京都市交通局との情報連携にも営業所内でしっかり共有されていることについて評価します。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響が続くと見込まれることから、運転士に合わせた指導にさらに取り組まれ、効果的な指導がなされること、また、台風等の自然災害に備えて、梅津直営営業所との連携を密にして取り組まれることを期待します。

7 輸送の安全に関する計画

◆令和3年度の安全目標

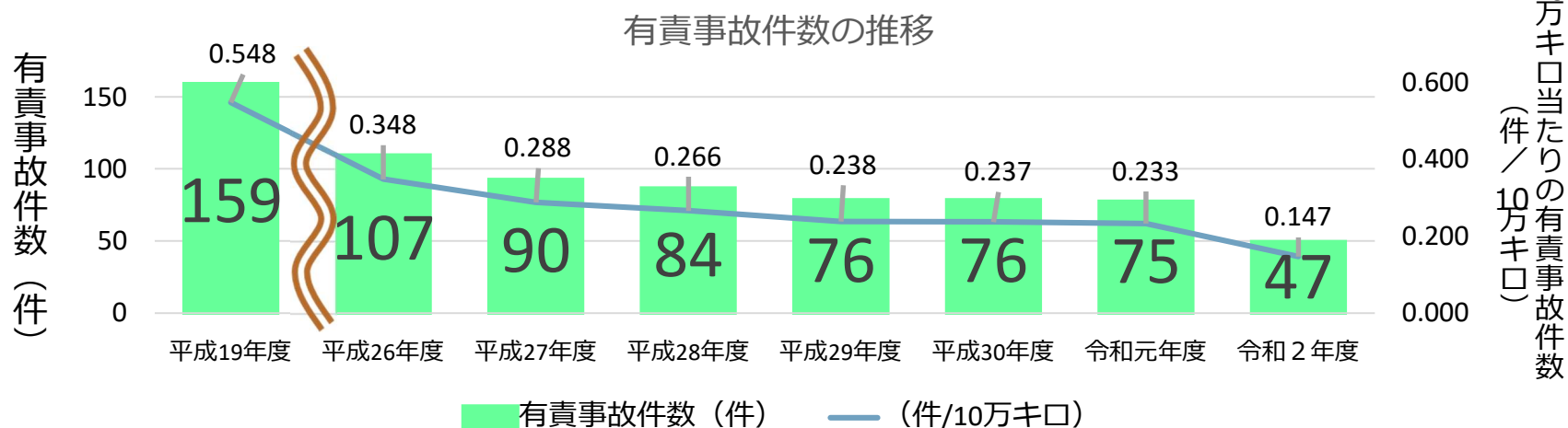
重大事故 0 件

**走行距離10万km当たりの有責事故件数について、
0.186件を下回る**（令和元年度10万km当たり0.233件の2割削減）

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、お客様が大幅に減少したことや、市内の交通量が減少し、バスの運転がしやすい状況であったことから事故件数も大幅に減少しました。

令和3年度においては、令和2年度の10月～12月期（非常事態宣言が解除され、お客様の動きが活発化した3箇月間）における京都市域の交通事故発生状況と、お客様の減少率が、令和元年度の概ね2割減であることから、令和元年度の結果（10万km当たり0.233件）から2割削減を目標としました。

◆有責事故発生状況（年間総件数と走行キロ10万km当たりの件数の推移）

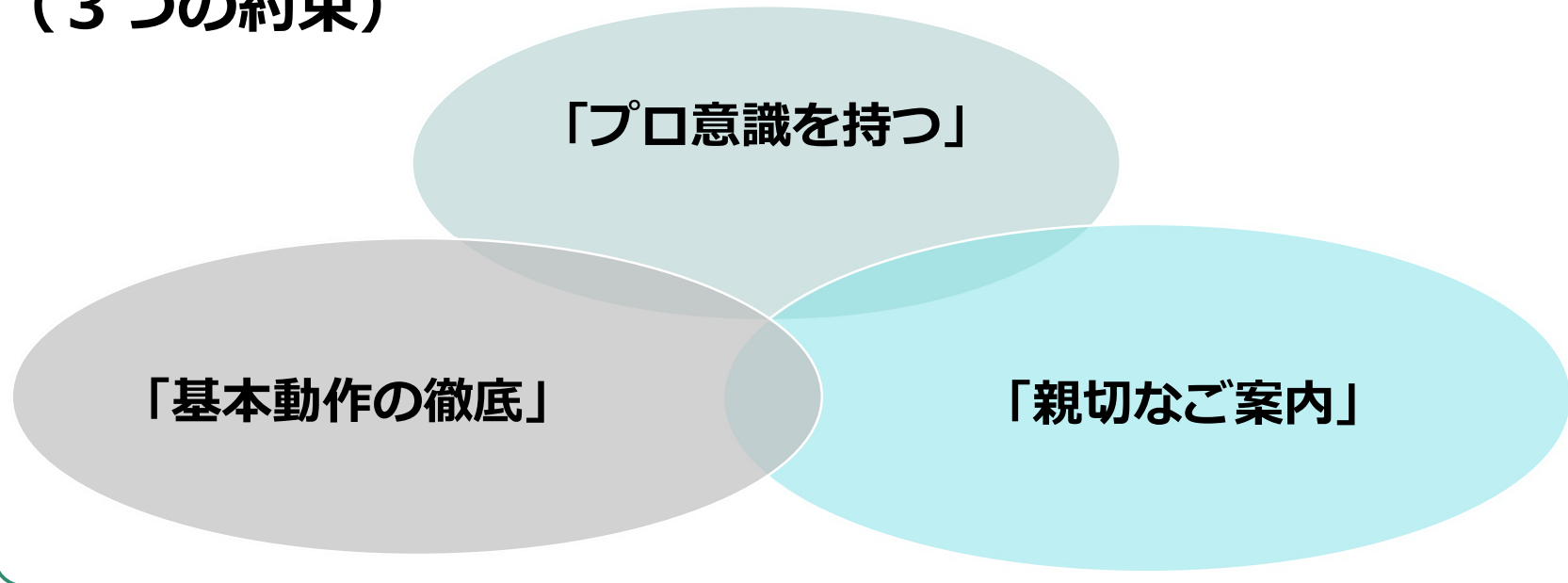


～更なる輸送の安全の確保の実現に向けて～

◆ 安全スローガン

「お客様第一，安全運行の徹底！」

（3つの約束）



令和3年度は，更なる輸送の安全の確保を実現するために，引き続き「安全スローガン」を掲げ，全職員の合言葉とし，3つの約束を確実に実践することで，安全意識の高揚と服務規律の徹底に全力を挙げて取り組んでまいります。

8 輸送の安全のために講じようとする措置

■令和3年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表

令和3年度は、更なる安全の徹底に向け、アフターコロナを見据えた有効性のある取組を実施するため、これまでの取組内容の一部を見直し、6つの安全重点施策及びその細目である22の実施計画にまとめ上げ、取り組んでまいります。

安全重点施策	区分	実施計画	
①輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底		1	法令遵守と基本動作の徹底
		2	安全スローガン、事故防止通年目標及び各営業所ごとの年度目標設定・周知
	充実	3	厳正な点呼の実施
	充実	4	ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進
		5	走行危険箇所の確認と見直し
		6	運転士全員に対する個人面談及びアンケートの実施
		7	添乗調査及び主要バス停、踏切道等における運転操作の立地調査
②輸送の安全に関する内部監査の実施		8	内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施
		9	「輸送の安全の確保」に必要なマニュアルの点検と見直しの実施
	充実	10	自然災害の発生に備えた対応
	新規	11	警察、消防等、関係機関と連携した訓練の実施

安全重点施策	区分	実施計画	
③ 輸送の安全に関する情報の共有と活用		12	事故防止対策検討ワーキングの開催
		13	事故の分析と活用及びヒヤリハット収集強化
		14	安全統括管理者会議等，各種会議体の開催
④ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施	充実	15	運転士に対する研修等の実施
		16	運行管理者に対する研修の実施
		17	安全意識向上ミーティングの開催
		18	高齢者の方や障害のある方への接遇・介助力の向上に向けた研修の充実
		19	関係機関と連携した啓発活動の実施
⑤ 事故防止のための啓発活動の推進		20	事故防止に向けた対策と啓発の実施
	新規	21	高齢者に対する啓発の実施
⑥ 輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備		22	車両整備に関する監査，指導の実施及び整備担当者会議の開催

◆ 主な取組内容

■ 警察、消防等、関係機関と連携した訓練の実施【新規】

【「令和3年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」11】

事故や災害・テロ等を想定して、警察や消防、また、他事業者と連携した訓練を実施することで、安全・安心な市バスを目指すこととしています。

令和3年度は、今まで営業所ごとで行っていた訓練を、新たに局全体で行うこととし、内容については他車との事故によって、車内で多数の負傷者が発生したという想定での訓練を行い、マニュアルの検証と関係機関との連携強化に努めます。



平成30年度に行われた車両火災訓練
(烏丸営業所)



平成30年度に行われたテロ対策訓練
(洛西営業所)

■ 高齢者に対する啓発の実施【新規】

【「令和3年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」21】

高齢のお客様が車内で転倒された場合、骨折等重症化する傾向があり、治療も長期化するケースが全国的に増えています。

運転士の安全確認だけでなく、お客様自身も注意していただくため、新たに車内に車内転倒事故防止に関する啓発・ポスターを掲示し周知を図ります。

また、運転士が確実に着座確認とアナウンスを実践したうえで、安全な発進を徹底させる指導を強化し、発進反動による車内転倒事故に特化した取組を行います。



市バス車内事故防止啓発チラシ

※ 毎年「敬老乗車証（新規・更新）のお知らせ」に啓発チラシを同封しています。

■ 厳正な点呼の実施【充実】

【「令和3年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」3】

運行管理者研修

運行管理者に対して、外部機関の自動車事故対策機構(NASVA)に協力いただき、様々な事案発生に、運行管理者自ら考えて的確に判断できるよう、ケーススタディ形式で研修を行い、安全意識を高めるとともに、点呼業務の重要性を再認識させ、運転士の指導・監督を行うスキルの上達を図り、厳正な点呼の実施が行えるようにします。また、あわせて研修時の理解度を把握する取組についても実施します。

運行管理補助者への研修

安全運行の最後の砦と称される点呼をより確実に実施するためには、運行管理者だけでなく、運行管理補助者の協力及びスキルアップが必要不可欠であることから、運行管理補助者に対する研修を実施し、運行管理者と同様に、点呼業務をはじめ、運行管理業務の重要性、的確性を理解させるとともに、状況に応じて自ら考えて的確に判断できるよう養成していきます。

■ ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進【充実】

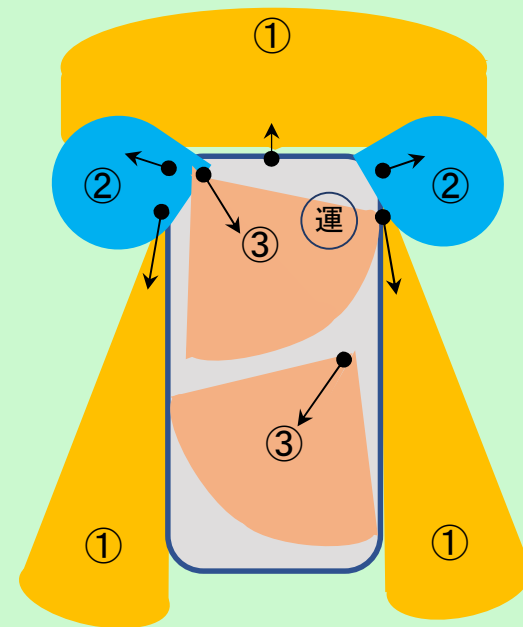
【「令和3年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」4】

ドライブレコーダー機器の更新

ドライブレコーダーの機器更新に合わせ、前方カメラと車外左右側方カメラ（①）を高解像度化（デジタル化）し、事故発生時における関係車両ナンバーの把握と交差点での信号機現示色がより判別しやすくなるようにします。

また、車体前部左右角面（②）に新たにカメラを設置し、これまで死角となっていた箇所を解消することで、事故の原因の特定と早期解決につなげていきます。

更新後のカメラの設置図



- ①前方・車外左右側方カメラの高解像度化
- ②車体前部左右角面（死角部分）のカメラ増設
- ③車内カメラ（運転手側・乗車扉側）（既存設備）

■ 自然災害の発生に備えた対応【充実】

【「令和3年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」10】

水害時の車両退避

令和2年度に策定した水害時の車両退避方法について、さらに実態に即した計画となるよう、引き続き実践的な訓練を実施するとともに、車両の退避だけにとどまらず、浸水が想定される営業所の被害軽減のための準備と、事業継続に向けて必要な機材、書類等の選定方法についても検討していきます。

帰宅困難者対策

大規模災害時には、道路や鉄道等の被害、交通規制等により、公共機関の停止や自動車の通行止めなどの影響で、通勤・通学先から自宅への帰宅が困難となる帰宅困難者が多数発生することが想定され、京都市においては、帰宅困難者に観光客も多く含まれることから、公共交通機関として対策の構築が課題となっております。

「京都市地域防災計画」における「帰宅困難観光客避難誘導計画」に基づいて、迅速に対応できるよう運行再開に向け、柔軟な事業継続対策を策定いたします。

■ 運転士に対する研修等の実施【充実】

【「令和3年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」15】

経験の浅い運転士への指導の強化

入局2年未満の運転士を対象に、安全運転意識の向上を目的に、これまでの事故事例やヒヤリハット情報を活用した研修を実施します。

ドライブレコーダーの映像を視聴させることで、より身近に事故を感じさせるとともに、同期生の単位で受講させることで、より活発な意見交換が可能な研修を目指します。

各営業所独自の取組

各営業所において、運転士と協力してドライブレコーダーの映像を活用した事故防止勉強会や、安全空間確認ラインの活用促進運動の強化、早発防止対策の停留所立地、早朝点呼立会い、全運転士の運転特性と接遇スキルの確認のための添乗モニター等、営業所独自に行っています。

令和3年度においては、営業所ごとに令和2年度の事故発生状況を検証し、更なる事故削減に向けて、各事業に取り組んでいきます。

また、各取組に際しては、本局と連携・協力し、充実を図っていきます。

令和2年度の各営業所独自の 主な取組状況

西賀茂営業所

事故防止勉強会	11回
安全空間確認ライン	月3回
停留所立地	月8回
早朝点呼立会い	月3回
添乗モニター等	425回
新規採用運転士 1,3,6箇月1年後の追跡指導	82回

烏丸営業所

事故防止勉強会	月1回
安全空間確認ライン	月5回
停留所立地	月5回
早朝点呼立会い	月5回
添乗モニター等	月50回
新規採用運転士に対する添乗 面談指導	随時

九条営業所

事故防止勉強会	23回
安全空間確認ライン	月5回
停留所立地	月8回
早朝点呼立会い	月5回
添乗指導等	随時
事故発生箇所の立地調査 (10月11月)	
無線による注意喚起・啓発 (11月)	

梅津営業所

安全空間確認ライン	週1回
停留所立地	月4回
早朝点呼立会い	月2回
添乗指導等	796回
新規採用運転士 運転評価システム日報提出 事故惹起者ヒヤリハット事例提出	

9 輸送の安全のための予算

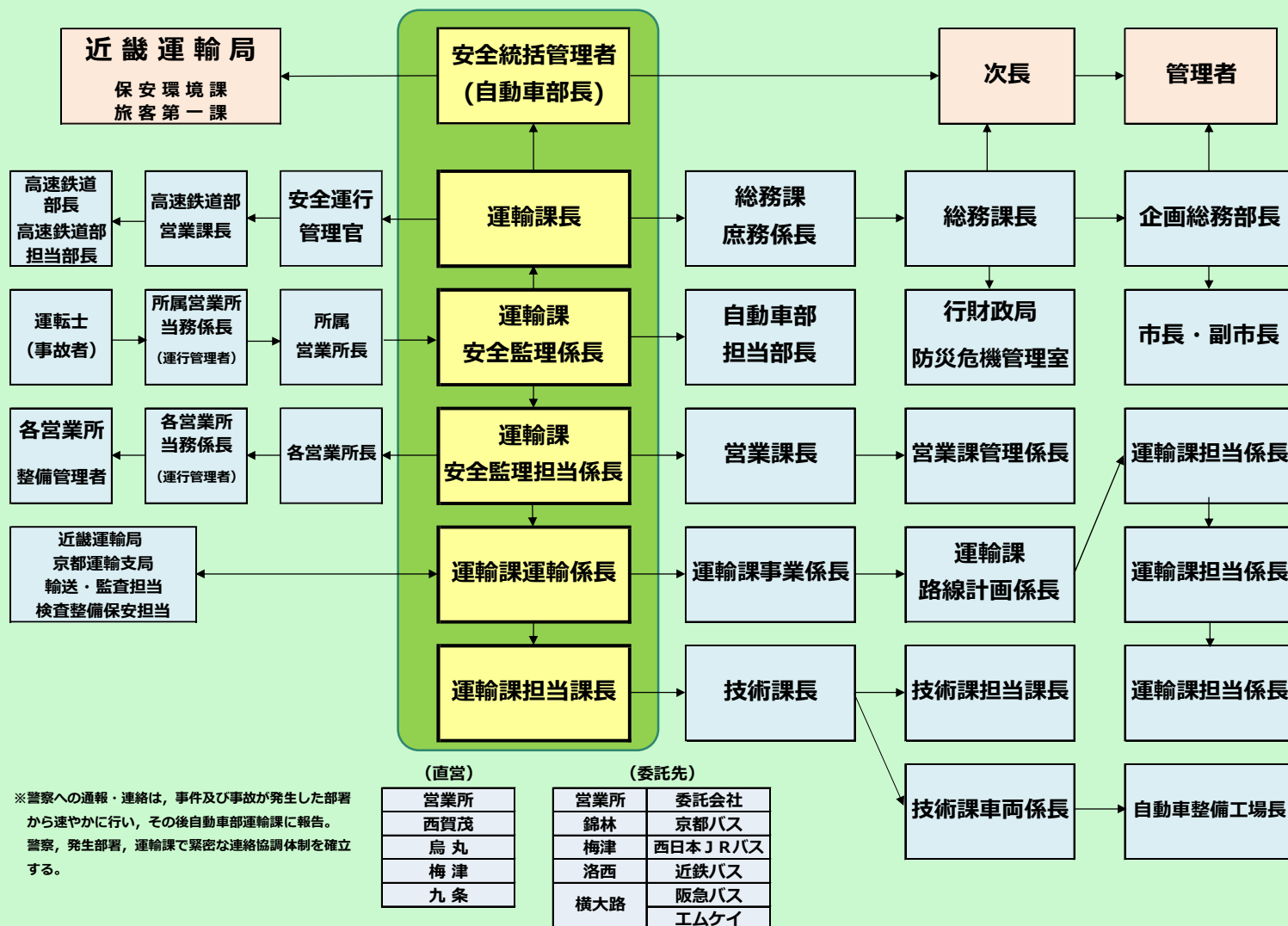
■令和3年度予算

項目		予算額
研修・講習など安全運転推進費用		47,851千円
走行環境改善費用	事故防止重点強化策（バス停留所付近の違法駐停車防止キャンペーン）等	9,148千円
施設・車両安全対策費用	車体更新，ドライブレコーダー保守点検，設備保守点検修理，誘導・警備・警戒等	312,474千円
合 計		369,473千円

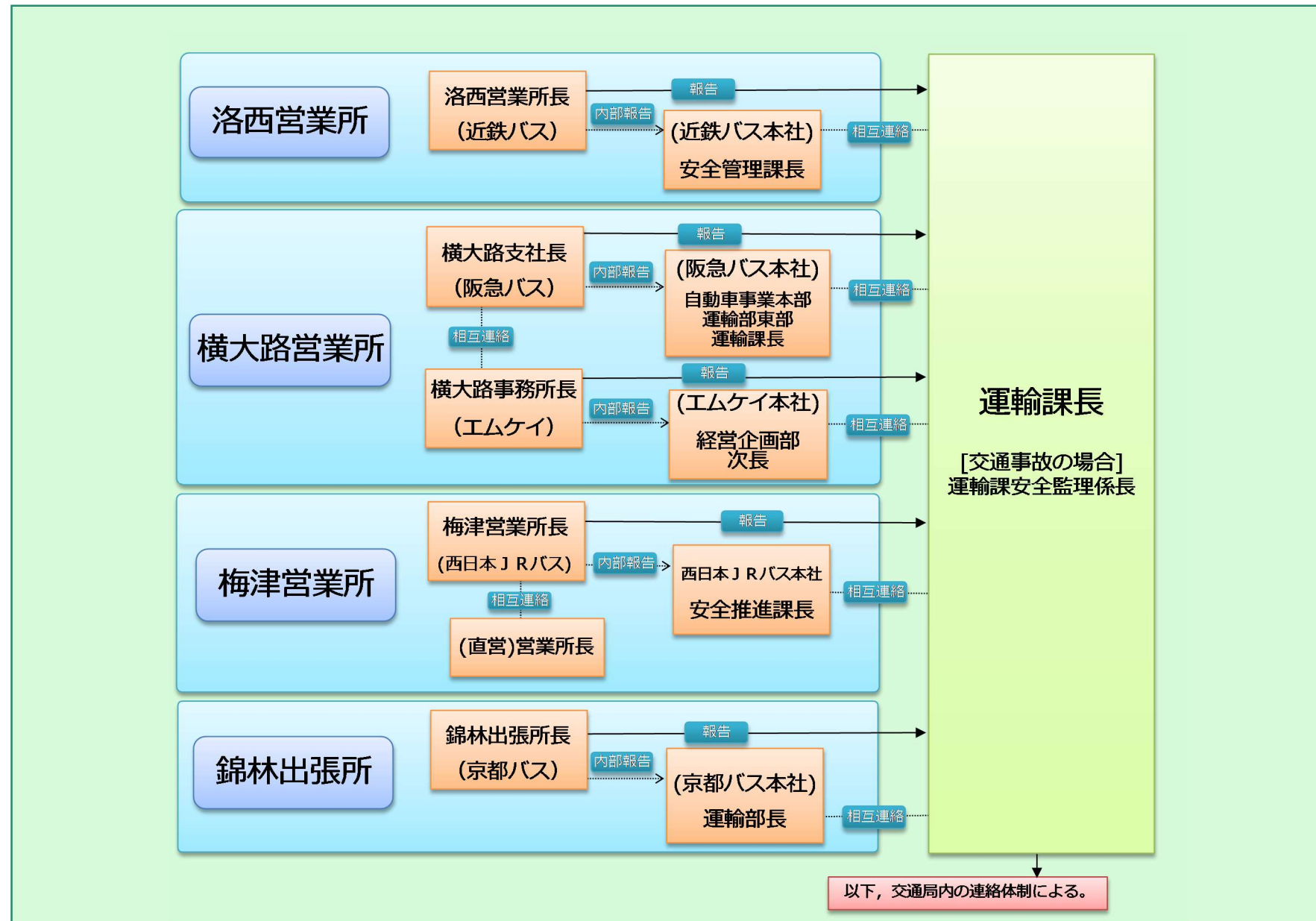
令和3年度は，以上の項目以外に，ドライブレコーダーの更新作業に伴い，カメラの高解像度化及び死角部分へのカメラ増設を行い，事故発生時の映像の鮮明化と死角部分の解消を目指すとともに，事故発生時の原因特定，並びに運転士へのよりの確な指導に活用することとし，安全運行の更なる推進と事故の削減に努めます。（P27参照）

10 事故，災害等に関する報告連絡体制

■ 緊急時の連絡体制



■ 緊急時の連絡体制（管理の受委託実施営業所）



11 安全管理規程

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等(第3条～第6条)
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制(第7条～第10条)
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法(第11条～第18条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の規定に基づき、輸送の安全を確保するため遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、京都市乗合自動車運送事業(法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下「自動車運送事業」という。)に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第3条** 京都市公営企業管理者交通局長(以下「局長」という。)は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、自動車運送事業において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する意見等に真摯に耳を傾けるなど自動車運送事業の状況を十分に踏まえつつ、企画総務部及び自動車部に所属する職員(以下「職員」という。)に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 局は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
 - 3 局は、管理の受委託に係る安全対策として、受委託事業者双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

(輸送の安全に関する重点施策)

- 第4条** 局は、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次の各号に掲げる事項を実施する。
- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及びこの規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する支出を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 局は、第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 局は、前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(局長等の責務)

第7条 局長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 局長、次長、企画総務部長、自動車部長等(以下「局長等」という。)は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、及び体制の構築等必要な措置を講じなければならない。
- 3 局長等は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重しなければならない。
- 4 局長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行わなければならない。

(組織)

第8条 局長は、次の各号に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するために自動車運送事業を統括する。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者
- 2 自動車部運輸課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長(出張所をおいた場合は、出張所長を含む。以下同じ。)を統括し、指導監督を行う。
- 3 営業所長は、自動車部運輸課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所属内の各係を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者に事故があるときや重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第47条の5に規定する要件を満たす局長等の中から選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、局長等に報告すること。
- (6) 局長等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 輸送の安全に関する運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全に関する整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、職員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 局は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 局は、組織体制における意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に局内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに適切な措置を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は京都市交通局危機管理計画に定めるところによる。

2 局は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、局長等及び局内の必要な部等に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、局内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 局は、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)(以下「報告規則」という。)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 局は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返して発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに局長等に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 局は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 局は、次の各号に掲げる内容について、毎年度、外部に対し公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- (3) 報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
- (5) 輸送の安全に関する重点施策
- (6) 輸送の安全に関する計画
- (7) 輸送の安全に関する予算等実績額
- (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
- (9) 安全統括管理者
- (10) 安全管理規程
- (11) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
- (12) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 局は、輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、及び局長等に報告した是正措置等を記録する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年3月31日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。



Kyoto Municipal Transportation Bureau